

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	番号法及び健康増進法改正に伴う特定個人情報保護評価（基礎項目評価）及び情報連携の実施について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：健康部健康づくり課、東新宿保健センター)

1 目的

健康増進法に基づき、区民の健康増進に資するため、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診の各事業を行っている。

この度、番号法及び健康増進法が改正され、各健（検）診の実施結果について情報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携することが定められたため、改めて特定個人情報保護評価の実施を行う。

2 新たな個人番号利用事務（資料36-1のとおり）

健康増進法による健康増進事業

3 特定個人情報保護評価の実施結果（資料36-2のとおり）

番号法に基づき、健康増進事業に関する事務について特定個人情報保護評価を実施し、基礎項目評価を行うことが義務付けられた。

そのため、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第5条の規定に基づき、当該の特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会へ提出する。

4 情報連携を行う情報項目（資料36-3のとおり）

情報連携とは、国、自治体及び行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを介して、行政手続きに際し、必要となる情報を取り交わすものである。

5 対象者数

骨粗しょう症予防検診	約3,000人
歯周疾患検診	約2,800人
肝炎ウイルス検診	約2,700人
各種がん検診	約63,000人（延べ）

6 今後のスケジュール

令和4年1月（予定）	特定個人情報保護評価書の個人情報保護評価委員会への提出及び公表
令和4年1月	システム改修
令和4年6月	各健（検）診情報の情報連携開始